『2017 年度版 FP1級技能検定教本1級 3分冊 年金・社会保険』【正誤表】

該当箇所	誤	正
5ページ 〔図表 1 · 3〕 2 行目	①②のいずれかに該当する場合は、パートタイマーでも健康保険・ 厚生年金保険の <u>被扶養者</u> となる。	①②のいずれかに該当する場合は、パートタイマーでも健康保険・ 厚生年金保険の <u>被保険者</u> となる。
45 ページ 下から 9 行目	~、賃金が <u>60 歳到達時</u> に比べて 75%未満と~	〜、賃金が <u>60 歳到達時等</u> に比べて 75%未満と〜
92 ページ 例題「A:」	63歳 ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼	62 歳